

蕨市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の
一部を改正する条例

蕨市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成
25 年蕨市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 11 号及び第 4 条第 8 号中「第 34 条第 1 項及び第 2 項」を「第 37 条第
1 項及び第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 11 月 26 日提出

蕨 市 長 賴 高 英 雄